

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1. サービス体系

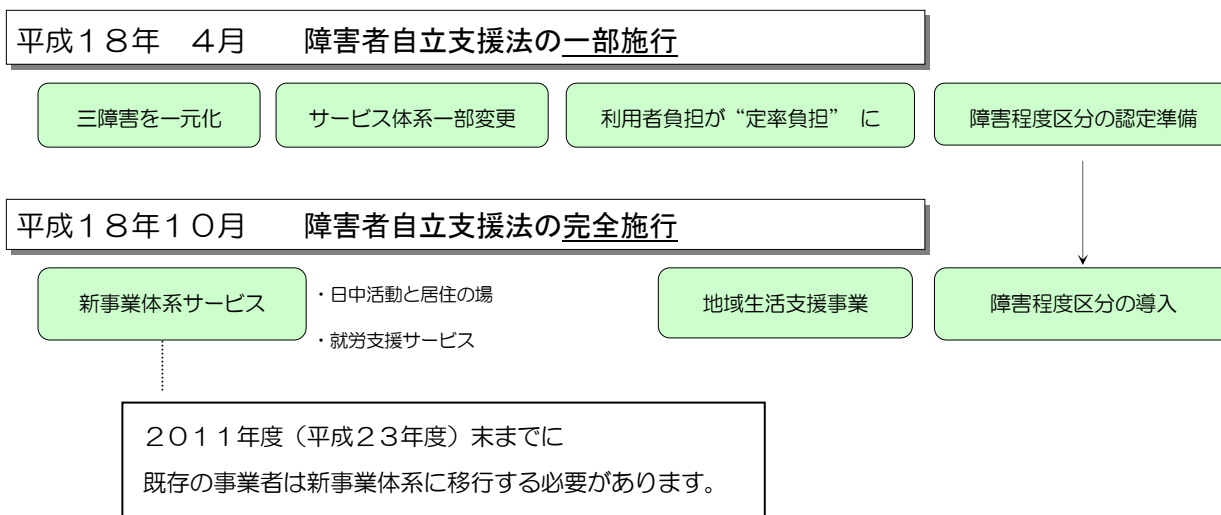
(1) 障害者自立支援法に基づくサービス体系

① 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントは5つあります。

- ・ 障害の種別にかかわらず，必要とするサービスを利用できるよう，サービスを利用するための仕組みを一元化するとともに，施設・事業を再編成
- ・ サービス提供の実施主体を最も身近な「市町村」と位置付ける
- ・ サービスの利用量と所得に応じた利用者負担の仕組みの導入と，国と地方自治体の費用負担を明確化して財源を確保し，制度を継続できる体制をつくる
- ・ 就労支援を抜本的に強化
- ・ 支給決定の仕組みを透明化，明確化

② 障害者自立支援法の段階的施行



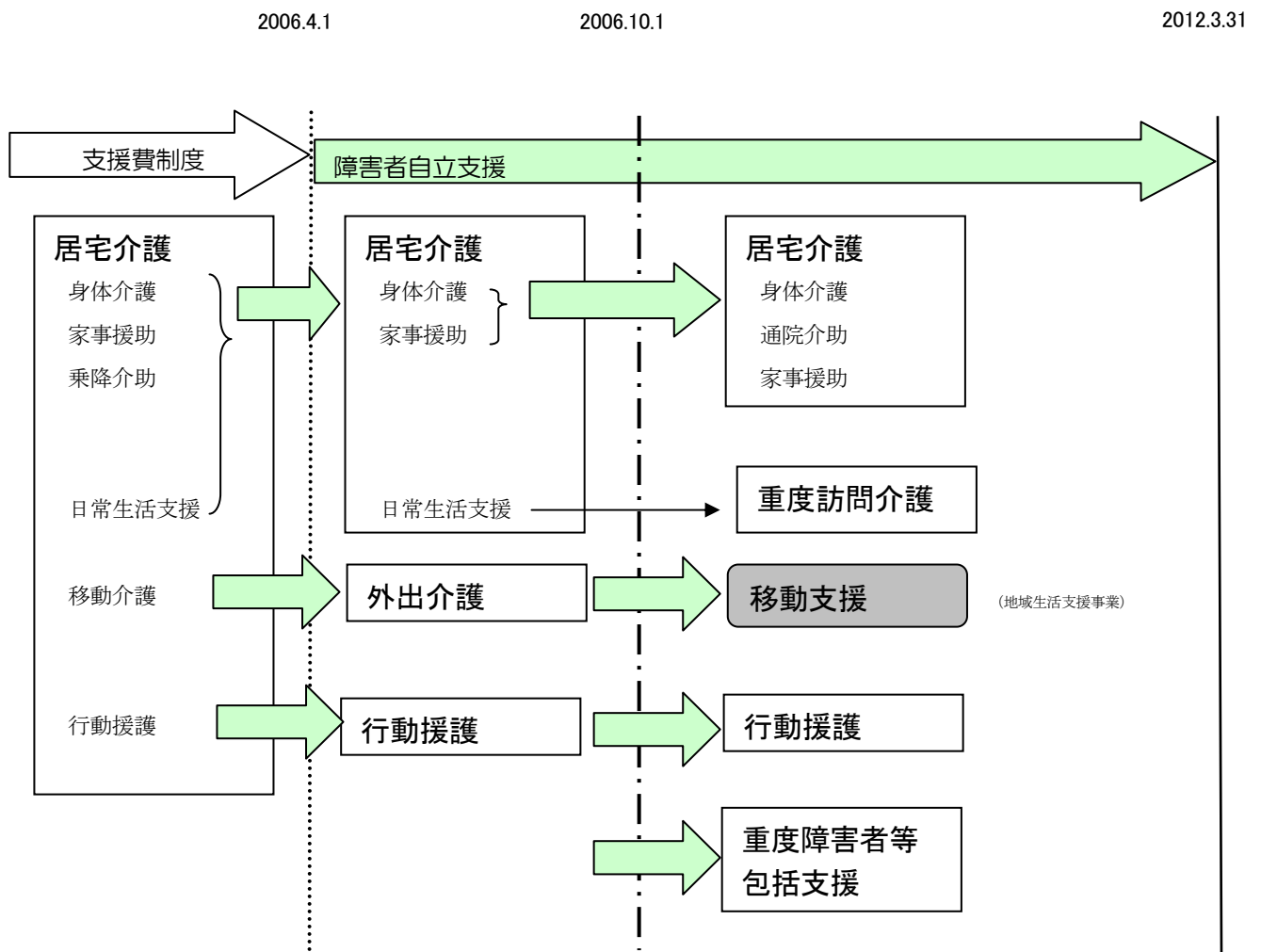
③ 新事業体系への移行

現在の事業者のサービス内容や利用者の心身の状況などにより、事業者がどの新体系事業へ移行するか選択できます。利用者は、事業の内容に応じて事業者を選択することとなります。

なお、以下の図は移行イメージであり、実際の移行にあたっては、1つの施設が複数の新事業体系に移行することや、いったんある新事業に移行した後で別の新事業に変更するなど、多様な移行形態が考えられます。

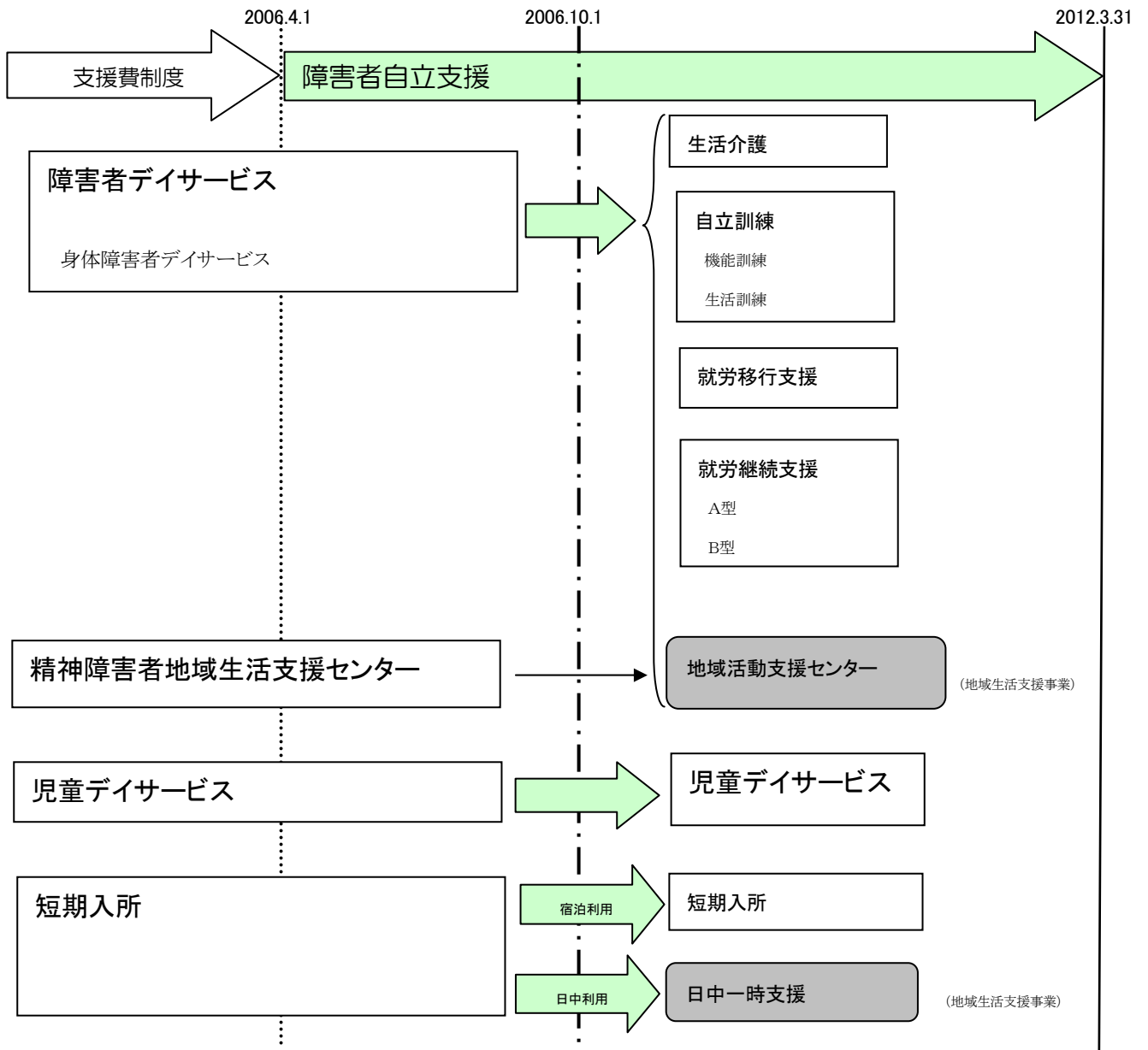
訪問系のサービスは、すべて平成18年10月1日から新事業体系となりました。

<訪問系のサービス>

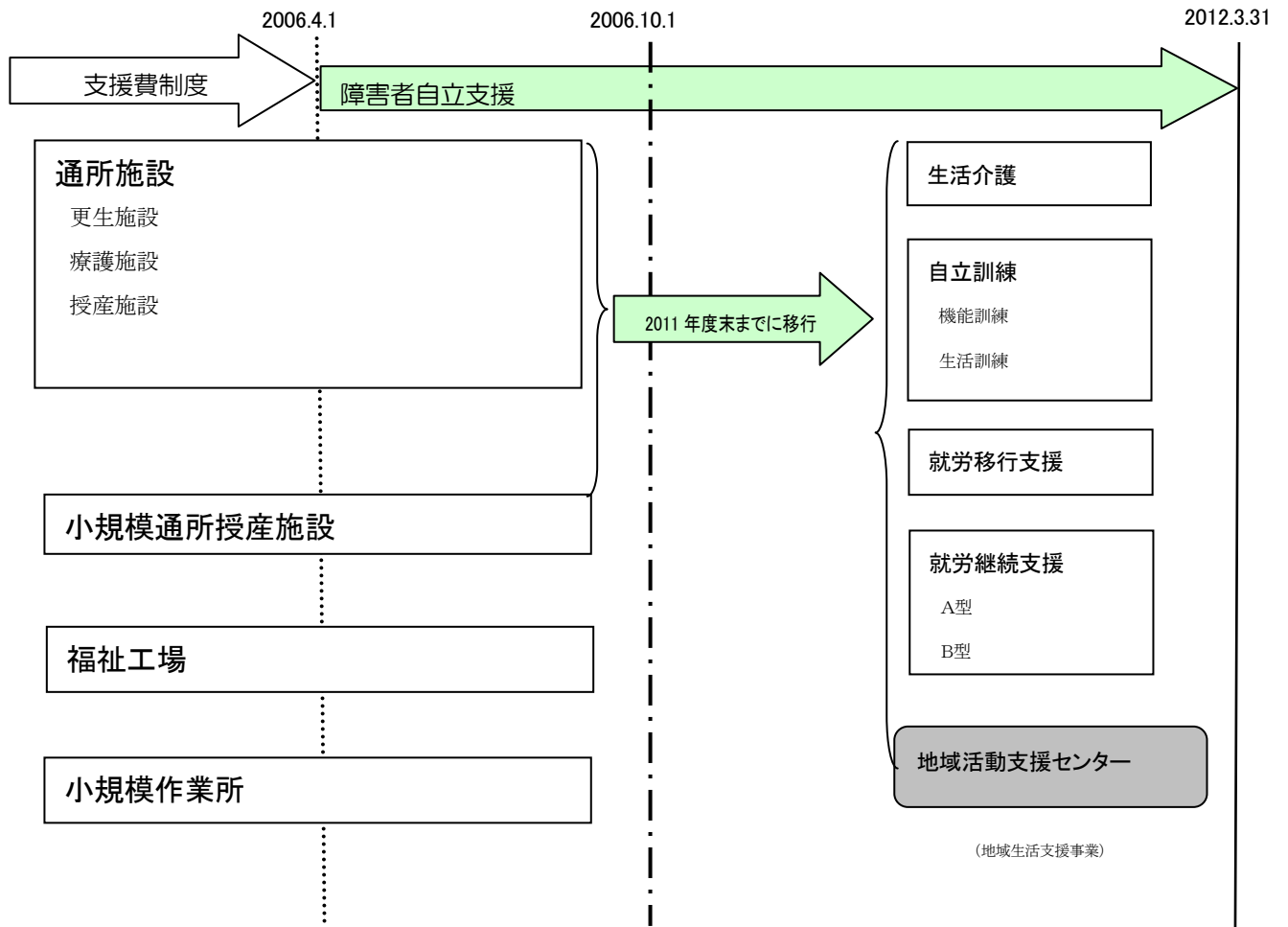


<日中活動系のサービス①>

平成18年10月1日に新事業体系へ移行された日中活動系サービスは次のとおりです。



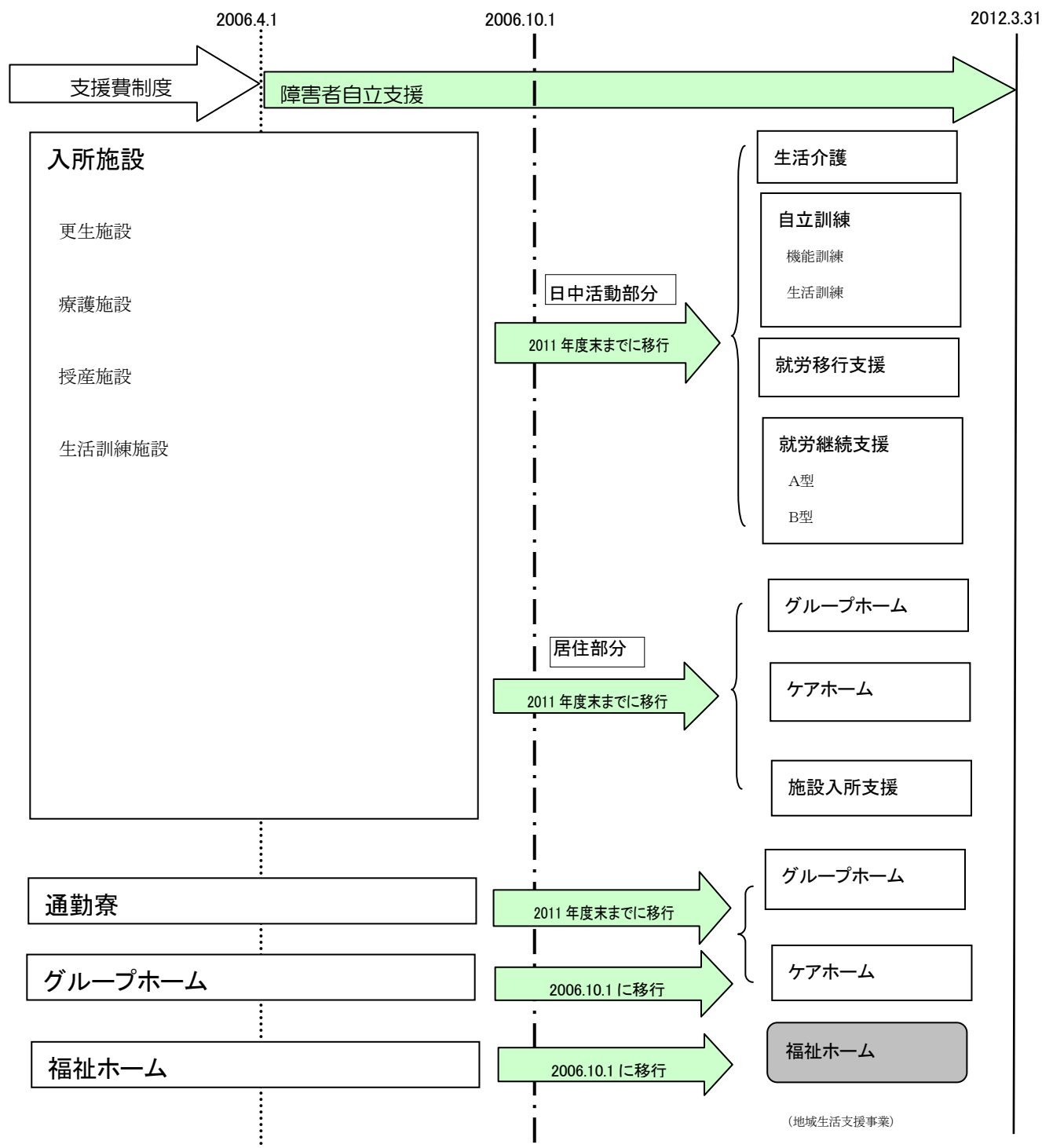
<日中活動系のサービス②>



注2) 小規模作業所は、平成23年度末までに新事業体系へ移行することが義務付けられているものではありません。

グループホームなどは平成18年10月1日に新事業体系へ移行, 入所施設などについては平成23年度末までに新事業体系へ移行することとされています。

<居住系のサービス>



2. 目標の設定

国及び県の指針では、障害のある方の自立支援について「地域生活移行」や「就労支援」などの新しい課題への対応目標として、平成23年度を目標年度として次のような「数値目標」を設定することが適当であるとされています。

本市では、次のとおり目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

<国指針の内容>

現在の入所施設の入所者1割以上が地域生活に移行することを目指す。

平成23年度末時点での入所者数を現在の入所者数から7%以上削減することを目指す。

<県指針の内容>

現在の入所施設から地域への移行を現入所者数の15%とし、入所施設定員を約10%減少させることを目指す。

<本市の目標値>

平成23年度

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	118人	○現在の入所者数
目標年度入所者数(B)	109人	○平成23年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】削減見込(A-B)	9人 (9%)	○差引減少見込み数

(2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行

<国指針の内容>

平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数のうち市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

<県指針>

退院可能精神障害者を約84%減少させることを目指す。

<本市の目標値>

平成23年度

項目	数値	考え方
現在	46人	○現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	35人 (76%)	○上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

<国指針の内容>

平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。これに加えて、別表第一を参考として、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からの目標値を併せて設定することが望ましい。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型：雇成型）を利用することを目指す。

<県指針の内容>

福祉施設から一般就労する者が県内で年間120人程度とする。

<本市の目標値>

平成23年度

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	15人	○平成23年度までに施設を退所し、一般就労する者を推計した数

3. 自立支援給付

各年度における障害福祉サービス及びサービス利用計画作成（指定相談支援）について必要なサービス量の見込及びその見込量の確保のための方策については、次のとおり設定しました。

(1) 障害福祉サービスの見込量

1) 訪問系サービス

事業名	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

<本市の目標値>

サービス量の見込みについては、支援費制度に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人あたり利用量を乗じた量を勘案して設定しました。

(月間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系サービス	933 時間	1,025 時間	1,141 時間	1,537 時間

<見込み量の確保の方策>

3 障害が一元化されたことから、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については新規事業であるため、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、事業者の確保に努めます。

2) 日中活動系サービス

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<本市の目標値>

サービス量の見込みについては、各サービス内容の特性を踏まえ、旧体系において障害者等の支援を行っていた施設のサービス利用者数及び小規模作業所利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数から、一般就労への移行者見込数、地域活動支援センター及び法定外施設（法定施設以外の施設をいう。）の利用者見込数を控除した数、ならびに退院可能精神障害者のうち退院時のニーズ等による日中活動系サービスの利用見込み数等を勘案して設定しました。

（月間）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
生活介護	1,078 人日	2,002 人日	2,508 人日	3,146 人日
実利用人数	49 人	91 人	114 人	143 人
療養介護(※1)	3 人	2 人	2 人	2 人
児童デイサービス	434 人日	442 人日	450 人日	474 人日
実利用人数	20 人	20 人	20 人	22 人
短期入所	208 人日	224 人日	256 人日	352 人日
実利用人数	9 人	10 人	12 人	16 人
自立訓練(機能訓練)	22 人日	44 人日	66 人日	88 人日
実利用人数	1 人	2 人	3 人	4 人
自立訓練(生活訓練)	88 人日	198 人日	264 人日	374 人日
実利用人数	4 人	9 人	12 人	17 人
就労移行支援	154 人日	374 人日	484 人日	638 人日
実利用人数	7 人	17 人	22 人	29 人
就労継続支援(A型)	0 人日	22 人日	66 人日	220 人日
実利用人数	0 人	1 人	3 人	10 人
就労継続支援(B型)	88 人日	242 人日	462 人日	1,254 人日
実利用人数	4 人	11 人	21 人	57 人

※1 療養介護は、年間の数値になります。

<見込み量の確保の方策>

障害者(児)が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者の新体系移行時期等利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業については、関係機関と連携を強化しながら雇用確保に努めます。

さらに、児童デイサービスや短期入所に関しては、身近なサービス提供体制を今後も確保していきます。

3) 居住系サービス

事業名	内容
施設入所支援	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

<本市の目標値>

「施設入所支援」のサービス量の見込みについては、現在の施設入所者数を基礎として、施設の入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から見込量を設定しました。

「共同生活介護（ケアホーム）」及び「共同生活援助（グループホーム）」のサービス量の見込みについては、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現在の利用者数及び施設の建設予定を基礎として、近年の利用者数、退院可能な精神障害者を含め新たに見込まれるサービス利用者数等を勘案して設定しました。

(年間)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
施設入所支援	118人	121人	119人	109人
共同生活介護（ケアホーム）及び 共同生活援助（グループホーム）	27人	29人	35人	55人

<見込み量の確保の方策>

共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）については、今後さらに必要性が高くなっていくと思われまますので、地域の理解を得ながら障害者(児)の生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については数値目標は低くなるものの、質的な向上を目指します。

4) サービス利用計画作成（指定相談支援）

新しいサービス体系では、一人ひとりの利用者が必要に応じて支援を受けられるよう、市町村が実施する「地域生活支援事業」として相談支援事業を位置付け、また、これを相談支援事業者に委託できるよう規定されていますが、特に計画的な支援を必要とする利用者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）が制度化されています。

想定される対象者は、次のとおりです。

- ①長期間の入所・入院から地域生活へ移行しようとする者
- ②家族や周囲からの支援が得られず、孤立しており、具体的な生活設計ができない者
- ③その他、福祉サービスを利用しようとする者であって、自らその利用を調整することが困難であり、計画的な支援を必要とする者（施設入所者等、現に計画的プログラムに基づく包括的支援を受けている者は除く。）

<本市の目標値>

サービス利用計画作成の利用見込については、障害福祉サービス（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して設定しました。

（年間）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
サービス利用計画作成	13人	18人	20人	25人

4. 地域生活支援事業

(1) 基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、これに限らず市の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっています。そこで、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な実施を図ります。

(2) 事業内容と見込量

① 相談支援事業(必須事業)

障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、平成18年度から設置される地域自立支援協議会を中核として、地域の様々な相談関連機能を活かしながら各種障害種別、障害程度に応じた総合的かつ効率的な相談窓口とネットワークづくりに努めます。

<本市の目標値>

「相談支援事業」の実施箇所数の見込みについては、現在の事業実施箇所数「身体・知的障害者」対象とした相談支援事業所1ヶ所、「精神障害者」を対象とした相談支援事業所1ヶ所を維持していきます。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施箇所数	2箇所	3箇所	4箇所	4箇所

<見込み量の確保の方策>

現在の障害別に分担している既存の相談支援事業所を総括し、連絡調整機能を果たす「那須塩原市地域自立支援協議会」を設置します。

「那須塩原市地域自立支援協議会」は市が実施主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等を構成員とします。

地域自立支援協議会の主な機能は次のとおりです。

- ・中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

② コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に手話奉仕員を派遣する事業等によって各種個別ケースにきめ細やかに対応できるよう、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人とその他の意思疎通を仲介します。

<本市の目標値>

聴覚障害者数は、平成12年度401人、平成17年度390人と減少傾向にあります。但し、きめ細やかな支援を目標とするため利用件数は平成23年度目標値を720件として見込みます。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用件数	300件	624件	648件	720件

※ 平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

手話奉仕員登録者を拡大し、今後の手話通訳者派遣事業の多様化するニーズに対応します。また、本事業を委託している「NPO法人栃木県北地区聴覚障害者協会」の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚、言語機能障害を持つ人への支援を実施します。

③ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害のある人であって、当該用具を必要とする人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

<本市の目標値>

日常生活用具給付事業平成17年度実績1,704件（ストマ込み）、平成18年度見込み数1,900件（ストマ込み）の伸び率及び今後の需要を勘案して、平成23年度目標値とします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	4件	8件	8件	10件
自立生活支援用具	5件	10件	10件	11件
在宅療養等支援用具	4件	8件	8件	9件
情報・意思疎通支援用具	15件	30件	30件	33件
排せつ管理支援用具	920件	1,877件	1,914件	2,024件
住宅改修	2件	2件	2件	3件
計	950件	1,935件	1,972件	2,090件

※ 平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

障害者手帳所持者数の推移をみても、今後も給付対象者は増加するものと思われ事業の効率的な運用が必要になります。

品質低下を招かないことを前提とした安価な品物の導入を検討するとともに、日常生活の便宜を図るため、新しく開発される福祉用具など効果的な品目について導入を検討します。

④ 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

実施方法としては、個別的な支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援「個別支援型」及び複数の障害者等への同時支援や同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行う「グループ支援型」を実施します。

<本市の目標値>

平成18年度見込み数及び障害者のニーズや事業の重要性等を勘案して平成23年度目標値とします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施箇所数	6箇所	7箇所	7箇所	8箇所
利用件数	336件	699件	726件	740件
延べ利用時間数	941時間	1,920時間	1,958時間	2,070時間

※ 平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

障害のある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして今後さらに支援を強化していきます。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

障害者等が通所して創作的活動や生産活動を行う機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行うとともに、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、以下の事業を実施します。

ア. 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。1日当たりの実利用人員は概ね20名以上です。

イ. 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人員は概ね15名以上です。

ウ. 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業、いわゆる「小規模作業所」からの移行が想定される事業で、概ね5年以上の事業実績を有し、安定的な運営が図られていることが要件となっています。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。

<本市の目標値>

障害者ニーズ調査結果によると、今後利用したい福祉サービスという質問に対し「地域活動支援センター」が4.1%、「福祉的就労」が6.1%で合わせて10.2%となり、他の福祉サービスと比較すると高い割合を示しております。

こうした状況を勘案し、本市に設置されている地域活動支援センターⅠ型「那須フロンティア」、地域活動支援センターⅢ型「心の里」、「つくし作業所」「ふれあいの森」については、事業内容のさらなる充実と社会情勢の変化等に柔軟に応じられるように、障害福祉サービスへの移行も含めた広い視野にたって、質の向上を目指していくことが重要課題となります。

平成23年度の目標については現状の箇所数としますが、利用者及び障害者（児）を取り巻く情勢の変化によっては、発展的な見直しをするものとします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
地活センターⅠ型実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
地活センターⅡ型実施箇所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所
地活センターⅢ型実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

※箇所数は本市民が利用している箇所であり、本市以外の箇所を含みます。

<見込み量の確保の方策>

「地域活動支援センターⅠ型」

本市民が利用している地域活動支援センターⅠ型については、主に精神障害がある人にとっての相談の場であり、かつ、交流の場であります。

近隣市町には、精神障害がある人を対象とした相談交流施設が無いため、本市が地域活動支援センターⅠ型として委託している「那須フロンティア」は本市だけではなく近隣市町にとっても重要な役割を担っています。今後も事業内容のさらなる充実に努めます。

「地域活動支援センターⅡ型」

支援費制度において実施していたデイサービスセンター利用者のうち、生活介護利用の対象とならなかった障害者（児）について、利用の継続が図られるよう事業の推進に努めます。

「地域活動支援センターⅢ型」

障害者福祉に関するニーズ調査結果にもありましたように、「福祉的就労」の場としての期待は大きいものがあります。障害福祉サービスへの移行も含めた広い視野にたって、今後の利用者動向等を踏まえつつ質の向上を検討します。

⑥ 日中一時支援事業（任意事業）

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

具体的には、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

<本市の目標値>

平成18年度見込み数及び障害者のニーズや事業の重要性等を勘案して平成23年度目標値とします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用件数	1,686件	3,406件	3,440件	3,709件

※平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

日中一時支援事業は、平成18年10月より知的障害者(児)に対して実施されていましたが日帰りショートステイ及び中高生対象の日中受け入れ事業であるタイムケア事業が廃止され、その代替的事业としての位置づけにあります。

また、障害児の放課後、学校の長期休暇への支援としての位置づけもあり、これらのニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

⑦ 自動車改造費用助成事業(任意事業)

就労等のため重度の身体障害者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する際の改造費用について助成します。

具体的には、身体障害者で重度の上肢障害、下肢障害又は体幹機能障害を有し、一定所得以下の世帯に属する方に、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する際の費用の一部を助成します。

<本市の目標値>

平成17年度の実績から本事業の利用見込み者数を次のとおり設定しました。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用件数	2件	4件	4件	5件

平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

利用実績は少ないものの、身体障害者が地域で自立した生活を送るために必要な事業であり、今後も支援を続けます。

⑧ 生活サポート事業(任意事業)

介護給付支給決定者以外の人であり、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、市の判断により、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

<本市の目標値>

平成18年度の実績見込から本事業の利用見込み者数を次のとおり設定しました。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用者数	0人	2人	2人	2人

平成18年度数値は、見込み数（H18年10月からH19年3月）となります。

<見込み量の確保の方策>

平成18年度の実績見込みはありませんが、事業趣旨から障害のある人に対するセーフティネット事業としての位置づけとして今後も事業を続けます。

⑨ 経過的ディサービス事業(任意事業)

平成18年10月に地域活動支援センターに移行することが困難なディサービス事業所が移行するまでの間、利用者に対して継続してディサービスを提供します。

<本市の目標値>

平成18年度の実績見込から本事業の利用見込み者数を次のとおり設定しました。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用件数	826件	—	—	—

<見込み量の確保の方策>

これまで実施してきたディサービス事業者が新サービス体系へ移行するまで本事業を実施していきます。

現段階では平成19年3月までの制度となっています。

⑩ 福祉ホーム事業(任意事業)

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人(ただし、常時の介護、医療を必要とする人を除く)を対象に、現に住居を求めている障害のある人につき低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害のある人の地域生活を支援します。

<本市の目標値>

平成18年度の実績見込から本事業の利用見込み者数を次のとおり設定しました。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
利用人数	1人	1人	1人	1人

<見込み量の確保の方策>

利用実績は少ないものの、障害者が地域に移行するために必要な事業であり、今後も支援を続けます。